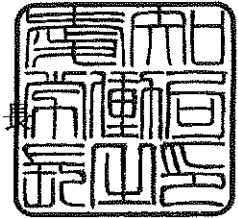


登録教習機関廃止の公示

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する労働安全衛生法第49条による届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号に基づき、下記のとおり公示する。

令和6年11月6日

愛知労働局長



- 1 名 称 株式会社KKG
- 2 所 在 地 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字流川29番地
- 3 代表者職氏名 代表取締役 木下誠一
- 4 登録番号 第 1 4 6 9 号
- 5 登録区分 フォークリフト運転技能講習
- 6 廃止する年月日 令和6年10月31日

